

阿賀野市条例第27号

阿賀野市下水道条例の一部を改正する条例

阿賀野市下水道条例（平成16年阿賀野市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(規則で定める軽微な工事を除く。)は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第9条第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改める。

第10条第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第11条の見出し中「排水設備工事」を削り、同条第1項中「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させ」を「選任し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。